

満足度（上記同様合計で、男性 59.3 %、女性 48.8 %）では男女間の有意な違いはない。領域ごとの満足度と全体的満足度の相関をみると、全体に緩い相関しかないが、男性では「経営」「経験」が 1 位、2 位であるのに対し、女性では「家族関係」「農業」となっており、男女間の生活満足を得る構造が異なっていることを示唆する。

事例とアンケート調査より、配偶者に主導された就農であることの多い女性の場合、農業以外の生活世界が重要であることが示された。また、家族関係が満足度やストレスにあたえる影響も男性以上に大きい。新規参入女性への支援には、このような男女間の違いを考慮に入れて行うべきであると考えられる。

【農村活性化プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2003 年 1 月 10 日）
「農村と都市の人口移動」

地方出身者の U ターン移動

（専修大学）江崎 雄治

日本の人口は、政府の推計では 2006 年をピークに減少していき、東京都、神奈川県、滋賀県、沖縄県を除く道府県では 30 年後の人口が現在より少ないことが予想されている。日本全国の人口変化については、移民の流入が少ないことから、社会増減よりも自然増減の影響で説明できるが、一方、都道府県レベルでは、社会増減の影響が大きい。今後、地方人口の減り幅がとくに大きいことが予想される中で、U ターン移動がどれほどあるかが、地方人口の規定要因となっていくと考えられる。

これまで、U ターン移動を把握しようとする場合は、主として住民基本台帳人口移動報告データが用いられ、地方圏から大都市圏への移動と、大都市圏から地方圏への移動の比

較によって捉えられてきた。その際、転勤移動やその他の移動と U ターン移動を区別できず、年齢別に集計できないというデータの性質のために、これにより捉えられる U ターン率が実際のものと乖離するなどの問題がある。世代間の実際の U ターン率に変動がない場合でも、世代間の人口規模の差が大きい場合には、見かけ上の U ターン率は大きく変化するのである。実際の U ターン率を算出するためには、居住経歴のデータが別途必要となる。

そこで筆者らは、長野県、宮崎県出身者を対象に居住経歴に関する調査を行い、U ターン傾向の変化、U ターン者のプロフィール、U ターン発生メカニズム等を考察した。具体的には、高校の卒業生名簿を用いて、合計 1 万 8000 名に調査票を発送し、約 5000 名の回答を得た。対象は高校の卒業年次として、1. 1956 ~ 58 年、2. 1966 ~ 68 年、3. 1976 ~ 78 年の三つの世代である。その結果、以下の 1 ~ 5 が言えた。1. U ターンのほとんどは最初の就職から 5 年以内に行われる。2. 年代が下がる程 U ターン率は上昇する傾向にある。これは、住民基本台帳のデータによる U ターン率の変化傾向とは大きく異なる。3. 長男は二、三男よりも U ターンし易い。4. 高学歴者ほど U ターンしにくい。新しい世代では、学歴による差はあまり大きくない。5. 夫婦が同県出身である場合は U ターンが行われ易い。

また、従来の調査の多くは、大都市圏居住者に対し、U ターンするしないに関わりなく U ターンを検討したきっかけ等を尋ねており、実際の U ターン者を調査対象にしてこなかった。それに対し当調査は、三大都市圏残留者と U ターン実行者の両方を調査対象とした点に特徴がある。このため、U ターン発生要因について従来とは異なった見解を得た。

従来 U ターンは、「豊かな自然環境の中で生活したくなった」「のんびりとした土地柄に魅力を感じた」といった、総合的なライフスタイル選択の一つとして発生すると見られてきた。しかし、U ターンのほとんどが最初の就職から 5 年以内という、単身あるいは世帯形

成途上にあるような比較的移住しやすい人々によって行われていることから、総合的なライフスタイル選択であるとは考えにくい。むしろ、Uターン発生のピークが、最初の就職から3年目にあることから、これを一般的に離職率の高まる時期と関連させて考えることができる。Uターン発生のメカニズムとしては、まずは職業上の転機がきっかけとなって、その際地方出身者にはUターンして転職をするという選択肢がある、といった解釈を行うことがより適切であろう。

【GMOプロジェクト】
特別研究会報告要旨（2003年1月24日）

WTO と予防原則

（青山学院大学）岩田 伸人

はじめに

国々の政府には、なによりもまず国民の安全と健康を守る義務がある。

予防原則（Precautionary Principle）とは、現時点では具体的な環境被害や健康被害が発生していなくとも、その兆候があるならば、被害の発生を待たずして、現時点で何らかの予防措置をとるべきとする「行動原則」とされる。予防原則の考え方は、自由無差別貿易の維持・拡大を目的とするWTO（世界貿易機関：World Trade Organization）ルールと対立する概念とも言える。農産物や食品の輸出国（主に米国）は、予防原則に基づく措置が「科学的証拠」のないまま発動されれば、自由貿易は成り立たなくなるとして批判的である。

問題は、政府が施す予防的な措置の真の目的が、実は国民の安全と健康を守るためではなく、国内産業の保護に重きがある場合である。WTOルールでは、このような貿易制限のことを「偽装的な貿易制限」と称して、適

用を厳しく禁止している。

予防原則に基づいて実施される具体的措置には、検疫措置の強化や特定製品の輸入制限措置などがある。これらを総称して、「予防アプローチ」(precautionary approach)と呼ぶことがある。予防アプローチに該当する措置であっても、それらが全て予防原則に基づく措置であると断言できるわけではない。

WTO と食の安全

GATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税および貿易に関する一般協定）を継承して1995年に発足したWTOの前後から、自由貿易の在り方を根底から覆しかねない新たな問題が発生した。「食の安全」(food safety)の問題である。

そのきっかけとなったのは、1980年代後半に米国とECの間で発生した“肥育用ホルモン剤が投与された牛肉の安全性をめぐる問題”である。これは、WTO加盟国間の貿易紛争として、パネル（第一審）および上級委員会（第二審）で審理された。

この問題は、ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）の頃より約10年以上にわたって未解決のままであったし、WTOの紛争解決機関によって「ECの貿易制限措置はWTO違反」とする結論（裁定）が下されたにも係わらず、ECは2003年1月現在においても、ホルモン剤が投与されて肥育された牛肉（および牛肉製品）の輸入禁止措置を続けている。

ECは、予防原則に基づく貿易措置（輸入制限措置）がWTOルール整合的であると主張し、他方、米国・カナダは、予防原則が未だ国際法の分野でも正式に認知されておらず、安易にWTOルール整合的と認めることは出来ないと主張した。

ホルモン牛肉紛争を審理したWTO上級委員会は、加盟国が予防措置を実施する場合、SPS協定第5条7項に基づく一定の手続き（すなわち、輸入の制限または禁止措置を続けている期間中も科学的調査を継続していること、および最も関係の強い国際機関が定める国際基準に対応していることなど）が満たされるなら、当該輸入制限措置が予防原則に基